第 号

⑤

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 保健所長

入院期間の延長について（通知）

　　年　　　月　　　日付けで　　保第　　号で通知しましたあなたの入院について、

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）

第２０条第４項（第２６条及び第２６条の２で準用）の規定に基づき、

下記のとおり入院期間を延長します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 入院する医療機関 |
|  | (1)名称(2)所在地 |
| 2 | 入院を延長する期間　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　年　　　　月 　 日まで |
| 3 | 入院を延長する理由(1) 結核のまん延を防止するため |
|  | (2) 結核の症状が認められるため　　 |
| 4 | その他 |
|  | あなたは法第２２条第３項（法第２６条で準用）の規定に基づき退院を求めることができ、その結果、当該感染症の病原体を保有していないこと、または、当該感染症の症状が消失したことが確認された場合は、法第２２条第１項（法第２６条で準用）の規定に基づき入院は終了します。また、法第２４条の２第１項の規定に基づき、入院中にあなたが受けた処遇について、文書又は口頭により苦情の申出をすることができます。 |

担　　当：